

## 意見書

——日韓会談文書公開にもはや障害はない

2010年12月29日

氏名

田中 宏



### 1 経歴等

私は、一橋大学大学院修士課程で東洋経済史を専攻し、愛知県立大学外国語学部で教鞭を取り、一橋大学社会学部の教授を務めた後、龍谷大学に特任教授として在籍した（現在、一橋大学名誉教授）。在日コリアンの法的地位等の問題に関して、国会で参考人として呼ばれ、幾度も意見を述べたことがある。また、外国人の差別や戦後補償の問題に関連して、これまで、当事者に依頼されて裁判所に意見書を出したり、証人として出廷したことも多い。

私の詳しい経歴及び著作などは、本意見書の末尾に添付したので、参照していただきたい。

### 2 日本の戦後処理の系譜

(1) 日本の戦後史の原点はいうまでもなく1945年8月のポツダム宣言受諾である。同宣言には「カイロ宣言の条項は履行せられるべく・・・」(第8項)とあり、そのカイロ宣言には、「満州、台湾及び澎湖島のような日本国が清国人から盗取したすべての地域を中華民国に返還する・・・朝鮮の人民の奴隸状態に留意し、やがて朝鮮を自由かつ独立のものたらしむる」とある。従って、ポツダム宣

言受諾の意味するところは、下関条約（1895年）による台湾領有、そして韓国併合条約（1910年）などにさかのぼって、その清算を迫られたのである。日清戦争からの「50年戦争史観」が成り立つことになる。1972年9月の日中共同声明により日中国交がなされるが、その時の田中角栄首相歓迎宴における周恩来総理の挨拶にも、「1894年から半世紀にわたって、日本軍国主義者の中国侵略により、中国人民はきわめてひどい災難をこうむり、日本人民も大きな損害をうけました」とある。

(2) 日本の戦後処理の基本条約はいうまでもなく対日平和条約（1951年9月8日調印、52年4月28日発効）であるが、朝鮮戦争の真最中であり、日本の「過去」と最も深く関わる中国、朝鮮はいずれも分断国家となっており、そのいずれの政府もサンフランシスコ講和会議には招請されなかった。従って、中国、朝鮮に関する戦後処理は、別途2国間条約の締結に委ねられることになった。また、同会議に招かれたソ連（当時）は、調印を拒否したため同じく2国間による処理を余儀なくされた。

中国については、台湾に移った中華民国政府との間に、1952年4月28日、「日華平和条約」を締結することによって戦後処理とした（発効は8月5日）。また、ソ連との間では、1956年10月19日、「日ソ共同宣言」を締結することによって戦後処理とした（発効は11月12日）。そして、朝鮮に関しては、南の大韓民国政府との間で1965年6月22日、「日韓基本条約」を調印し、戦後処理とした（発効12月18日）。なお、「日韓法的地位協定」、「日韓請求権協定」、「日韓漁業協定」、「日韓文化財協定」の4協定も同時に締結された。

(3) しかし、対日平和条約、日華平和条約、日ソ共同宣言、日韓基本条約のいずれにも、「歴史認識」に関する字句を見いだすことはできない。1972年9月の

日中共同声明には、それ以前と違つて、「日本側は、過去において日本国が戦争を通じて中国国民に重大な損害を与えたことについての責任を痛感し、深く反省する」とある。日本の戦後処理に関する国際文書に初めて歴史認識に関する文言が登場したのである。また、2002年9月の「日朝ピョンヤン宣言」でも同様の認識を示す文言が盛り込まれた。日中復交は、1971年8月のキッシンジャー米国務長官の極秘裡の訪中、72年2月のニクソン米大統領の訪中、「上海コミュニケ」の発表を受けてようやく実現したものである。東西対立の構造が大きく修正されたことを背景にしていることはいうまでもない。

1972年の日中共同声明以降、アジア諸国と日本との間における「歴史認識」をめぐる落差が次第に明らかになっていった。1982年の「教科書問題」に関しては、ときの宮沢喜一官房長官談話でとりあえず事態を收拾、そして教科書検定に「近隣諸国条項」が加わったのは周知の通りである。

(4) ヤスクニ問題が出て来たのは1985年8月15日、ときの中曾根康弘首相が初めて公式参拝したことからである。靖国神社には東条英機らA級戦犯が合祀されていることがとりわけ問題になった。アジア諸国からの猛反発をうけて、翌年8月、ときの後藤田正晴官房長官は、中曾根首相が参拝を見送るとともに、「平和条約11条で戦犯裁判を受諾していることにかんがみても・・・」との釈明を加えたことが注目された。以降、首相が公式参拝することは長く見送られ、2001年8月に小泉純一郎首相が公式参拝するまで空白がつづいた。小泉政権の5年間、日中、日韓関係がギクシャクしたことはいうまでもない。その後、安倍、福田、麻生と自民党内閣がつづいたが、やはり首相の靖国公式参拝はいずれも見送られた。

(5) 「慰安婦問題」が浮上したのは1990年のことだった。1959年から90

年までシンガポール首相をつとめたリー・クアンユウ上級相（当時）は、1992年2月、京都における関西財界セミナーでの基調講演で、「戦時中のシンガポールに日本軍の慰安所があったことは、私も知っています」とあえて言及したうえで次のように述べた。「不幸なことに、ドイツ人と違って日本人は、第2次世界大戦中に犯した残虐行為や惨事についてオープンでも率直でもありません。・・・ドイツ人は、あらゆる過去の機密を公開・公表し、ナチの過去の惨事を若者たちに教えてきましたが、そのことがドイツ人自身にとってどれほど役立ったことでしょう」と（『日中経済協会会報』1992年3月号所収）。シンガポールは、1942年2月、日本軍による陥落時に有名な華僑虐殺事件があったところである。

戦後40年にあたる1985年8月、日本では中曾根首相によるヤスクニ公式参拝があったが、西ドイツのワイツゼッカ一大統領は同年5月の敗戦記念日に、連邦議会における記念演説で、「過去に目を閉ざす者は、結局のところ現在にも盲目となります（拍手）。非人間な行為を心に刻もうとしない者は、またそうした危険に陥りやすいのです」（邦訳、岩波ブックレット、55号所収）と述べ、内外から高い評価を受けた。

日本の歴史認識が問われるなか、1993年8月、宮沢喜一内閣は慰安婦問題についての調査結果を発表、河野洋平官房長官が談話を発表、慰安所設置に旧軍が関与し、慰安婦の募集も本人の意思に反して集められた事例が多く、また官憲が直接関与したこと也有ったとし、「心からお詫びと反省の気持ちを申し上げる」と述べた。その後、非自民政権として登場した細川護熙首相は、8月10日就任後初の記者会見で、「第2次世界大戦は侵略戦争であり、間違った戦争だったと認識している。過去の反省とけじめを行ない国際責任を果したい」と発言、アジア各国の注目を集めた。

(6) 戦後40年の1985年8月のヤスクニ公式参拝以降の経緯を踏まえた戦後50年の1995年8月、ときの村山富市首相が閣議決定として発表した首相談話には、「わが国は、遠くない過去の一時期、国策を誤り、戦争への道を歩んで国民を存亡の危機に陥れ、植民地支配と侵略によって、多くの国々、とりわけアジア諸国の人々に対して多大の損害と苦痛を与えました。私は、未来に過ち無からしめんとするが故に疑うべくもないこの歴史の事実を謙虚に受け止め、ここにあらためて痛切な反省の意を表し、心からのお詫びの気持ちを表明いたします。また、この歴史がもたらした内外すべての犠牲者に深い哀悼の念を捧げます」とある。村山首相は社会党党首だったが、その後、再び自民党ないし自民党中央の連立内閣となったが、歴代の首相は例外なくこの「村山談話」を踏襲する立場を表明してきた。

さらに、2010年が「韓国併合」100周年にあたりることを踏まえ、民主党の菅直人首相は、8月10日やはり閣議決定により次のような「談話」を発表した。「私は、歴史に対して誠実に向き合いたいと思います。・・・痛みを与えた側は忘れやすく、与えられた側はそれを容易に忘れるることは出来ないものです。この植民地支配がもたらした多大の損害と苦痛に対し、ここに改めて痛切な反省と心からのお詫びの気持ちを表明いたします。

このような認識の下、これから100年を見据え、未来志向の日韓関係を構築していきます。また、これまで行ってきたいわゆるサハリン韓国人支援、朝鮮半島出身者の遺骨返還支援といった人道的な協力を今後とも誠実に実施していきます。さらに、日本が統治していた期間に朝鮮総督府を経由してもたらされ、日本政府が保管している朝鮮王朝儀軌等の朝鮮半島由来の貴重な図書について、韓国の人々の期待に応えて近くこれらをお渡ししたいと思います」と。

(7) 1972年9月の日中共同声明に、日本の戦後処理に関する国際文書としては

初めて「歴史認識」が示され、以降、その認識は次第に確たるものとなり、内外に発信されて来た。1965年の日韓条約は、日中共同声明以前の冷戦構造の真只中におけるものであり、それは現在の日本外交の置かれた国際環境とは大きく異なっており、日韓会談文書の公開によって何らかの不利益がもたらされるとは到底思えない。

### 3 在日コリアンの法的地位をめぐる経緯

(1) 日韓法的地位協定（正式名は、日本国に居住する大韓民国国民の法的地位及び待遇に関する日本国と大韓民国との間の協定）によって、在日コリアンのうち「韓国籍者」は1966年1月からむこう5年間に申請することにより永住許可を与える（同協定1条）とされた（通常、協定永住という）。従って、大韓民国国民とは考えない「朝鮮籍者」は永住を申請しないため、在日コリアンは二分されることになった。なお、同協定に伴って、「同協定の実施に伴う出入国管理特別法」（1965年法146）が制定された。

在日コリアンは、法務府民事局長通達により対日平和条約の発効日（1952年4月28日）に「日本国籍」を喪失して外国人になったとされた。しかし、60万人もの在日コリアンについて、出入国管理令（1951年政令319）の定める「在留資格」を付し、それぞれに「在留期間」を定めることは不可能だった。そこで「ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基づく外務省関係諸命令の措置に関する法律」（1952年法126）を制定し、まずポツダム政令である出入国管理令を法律として存続する（同法4条）とともに、在日コリアンは「別に法律で定めるところにより、その者の在留資格及び在留期間が決定されるまでの間、引き続き在留資格を有することなく、本邦に在留することができる」（同2条）との暫定措置がとられた。一般的には「法126該当者」とされ、その子は「法126の子」とされたが、当時の在日外国人の95%はこうした在日

コリアンだった。

日韓法的地位協定によって「協定永住」に移行するものと、従前通りの「法126該当者及びその子」のまま在留するものとに、在日コリアンは分断されたことになった。日韓条約の締結は、いわば在日コリアンのなかに38度線を持ち込むことになったといえる。

(2) 法126にいう「別の法律」は、次のような経緯でようやく制定されることになる。日韓法的地位協定には、「日本国政府は、(協定永住者)の直系卑属として日本国で出生した大韓民国国民の日本国における居住については、大韓民国政府の要請があれば、この協定の効力発生の日から25年を経過するまでは協議を行うことに同意する」(同協定2条)とある。効力発生から25年は1991年にあたる。1991年1月の日韓外相による「日韓法的地位協定に基づく協議に関する覚書」をうけて、「日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法」(1991年、法71、以下「入管特例法」という)が制定された。同法は題名が示すように、1952年の日本国籍喪失時にさかのぼって旧植民地出身者及びその子孫を一括して扱う立場をとっており、それを「特別永住者」とした。従って、南北朝鮮、台湾の出身による区別も設けず、また「協定永住」「法126」「法126の子」などの区別もすべて解消され、しかも特別永住は子孫にもひきつがれるとされた。

暫定措置を定めた「法126」にいう「別の法律」が、ほかでもないこの入管特例法であり、同法によって日韓条約がもたらした在日コリアンにおける「分断」も幕を閉じることとなった。日韓法的地位協定に伴って制定され「同協定に実施に伴う出入国管理特別法」が同時に廃止されたことが、それを端的にあらわしている。

(3) 「平和条約国籍離脱者及びその子孫」である特別永住者は、一般外国人とは全く異なる歴史的背景を有するものであり、外国人管理の基本法である出入国管理及び難民認定法並びに外国人登録法においても、次のように大きく異なった扱いを受けるとされている。

- ① 上陸のための審査の特例一上陸拒否事由の有無にかかわらず、上陸許可を得ることができる
- ② 上陸に当って求められる「左右ひと指の指紋」及び「顔写真」の生体情報の提供が、特別永住者は免除される
- ③ 再入国許可の有効期限の特例一再入国許可の有効期限は3年以内で、海外で1年は延長可(合わせて4年)であるが、特別永住者のそれは4年以内で、海外で1年延長可(合わせて5年)となっている。
- ④ 退去強制の特例一入管法24条各号の退去強制事由は、入管特例法9条1項各号にとって代わられた。要するに、重大な国家的利益が侵害されたような場合に限り、退去強制の対象となる、のである。

外国人登録法関連では、

- ① 登録事項のうち、「職業」及び「勤務所又は事業所の名称及び所在地」は登録不要。
- ② 登録証の切替交付期間は、一般外国人は「5年ごと」であるが、特別永住者は「7年ごと」となった。
- ③ 登録証の常時携帯義務は、特別永住者のみ免除された。

以上、特別永住者と一般外国人が、実定法上でいかに異なった扱いとなっているかを列記した。

これまで述べたように、当初は日韓法的地位協定によって、韓国籍のみを対象としたため在日コリアンのうえに「南北分断」を持ち込んだが、いまではそれは完全に払拭されている。2002年の日朝ピョンヤン宣言には、「双方は、在日

朝鮮人の地位に関する問題・・・については、国交正常化交渉において誠実に協議することにした」（第8項）とあるが、日韓会談文書の公開によって、在日コリアンの法的地位に関する今後の交渉に悪影響が出ることは考えられない。なぜなら、在日コリアンの地位について、冷戦時代の所産である日韓法的地位協定の内容は、40数年を経ることによって、すっかり改変されている。すなわち、前述したように外国人は入国（再入国）時に指紋と写真の生体情報の提供が義務付けられているが、特別永住者は免除されており、また外国人登録証の常時携帯も免除されている。いずれも日本国民と同様の地位が保障されているのである。日本人の「住基カード」には常時携帯義務はない。

従って、冷戦の真只中に行われた日韓会談文書を公開しても、すでに在日コリアンの待遇は、当時とは大きく改変されており、何らかの支障が生じるとは到底考えられない。

#### 4 日韓請求権・経済協力協定をめぐって

(1) 対日平和条約4条は、朝鮮、台湾など分離地域に関する請求権の処理は、「日本国とこれらの当局との間の特別特権の主題とする」と定め、それを受け、1965年6月、日韓請求権・経済協力協定が締結され、無償資金3億ドル（当時、1080億円）、有償資金2億ドルなどが供与された。この資金の性格について、日本側ではもっぱら「独立祝賀金」説であった。協定の正式名称は「財産及び請求権問題の解決並びに経済協力に関する日本国と大韓民国との間の協定」であり、韓国側から見れば請求権問題の解決となるが、日本側からは経済協力の実施となり、文字通り“玉虫色”的協定である。この協定により、日本側は前述の無償3億ドル・有償2億ドルなどを供与し、その結果、「両締約国は、両締約国及びその国民（法人を含む）の財産、権利及び利益並びに両締約国及びその国民の間の請求権に関する問題が、・・・完全かつ最終的に解決されることとなることを確

認する」（同協定2条1）とされた。すなわち、韓国が請求権を放棄するかわりに、日本は経済協力を行うという協定だったのである。

(2) 協定により「完全かつ最終的に解決された」とはいえ、その後、いくつもの問題が噴出し、日本政府はそれなりの対応をせざるを得なくなった

### ① 在日戦傷軍属の問題

1990年代に入って、在日コリアンの戦傷軍属など5人が、日本各地で戦後補償を求めて提訴し、いずれも最高裁まで争ったが敗訴に終わった。しかし、国に何らかの措置を求める「付言」判決が続いたこともあり、2000年6月、平和条約国籍離脱者等弔慰金等支給法が制定され、重度戦傷者ひとり400万円、遺族260万円の一時金の支給が行なわれた。その結果、414名に総額11億1000万円が支給された（総務省『弔慰金支給業務の記録』2005年刊）。

### ② サハリン残留韓国人問題

戦時中、日本の領土であったサハリンに徴用等で送られたが、戦後は日本人だけは引き揚げさせ、韓国人は放置されたままとなつた。1975年、サハリン在住韓国人が日本政府を相手に樺太在留者帰還請求訴訟を提起したことから問題が浮上した。その後、市民運動、超党派「議員懇」の結成などを経て、(a)一時帰国支援（1989～2000年度に延べ13000人が一時帰国）、(b)永住帰国支援事業（1995～2000年度に1512名が永住帰国、永住者住宅、療養院の設置なども）、(c)サハリン残留者支援事業（サハリン文化センターの設置）、(d)永住帰国者支援事業（家族再会のためのサハリン訪問）が展開され、日本政府は約60億円を拠出した。その具体的事業は、日韓赤十字社間の「在サハリン韓国人支援共同事業体協定書」（1989年7月14日調印）によって進められた。

### ③ 在韓被爆者問題

被爆者に関する日本の法律には「国籍条項」がなく、在日コリアンであれば法律が適用されるのに、韓国に帰国した被爆者は放置されたままとなつた問題である。広島で被爆した韓国人が治療を求めて日本に「密入国」し、1971年10月、「被爆者健康手帳」の交付を求めて提訴したことが契機となる（訴訟は手帳交付を認める判決が最高裁で確定）。結局、1990年に在韓被爆者の医療などのため40億円を日本が拠出して大韓赤十字社のもとに「在韓原爆被害者福祉基金」が設置された。また、被爆者が集中する陜川（ハプチョン、慶尚南道）には、「陜川原爆被害者福祉会館」が設置されたが、それも同基金による。

### ④ 「慰安婦」問題

この問題は、当初韓国で問題が浮上したがその後、その対象地域が多国間に及んだ点は①～③と異なる。1990年5月、盧泰愚韓国大統領来日の際、韓国側は日本に対し「強制連行の名簿調査」を依頼してきた。その延長線上で「慰安婦」問題が浮上したが、当初日本政府は、民間業者のやったことで政府は調査しかねる、と国会答弁したため、かえって反発を招くことになった。91年8月には、当事者のひとり金学順さんが名乗り出るとともに、同年12月には、他の者といっしょに日本政府を相手に国家賠償請求訴訟を提起するに至った。92年7月と93年8月の2度にわたって、日本政府はその調査結果を発表し、当時の河野官房長官が「心からのお詫びと反省の気持」を表明したことは前述したところである。その後、1995年7月、財女性のためのアジア平和国民基金（アジア女性基金）が設立され、国民募金による個人への「償い金」支給と政府資金による医療・福祉事業の実施などが行なわれた。同基金は2007年3月解散。

(3) 日韓請求権協定により「完全かつ最終的に解決された」はずなのに、なぜこうした問題が出て来たのだろうか。外務省OBの須之部量三氏（故人、駐インドネシア大使、駐韓大使など歴任）は、かつて「一連の戦後処理を考えると、日本の経済力が本当に復興する以前のことと、どうしても日本の負担を“値切る”ことに重点がかかっていた。今となって見ると、条約的、法的にはたしかに済んだけれども、何か釈然としない。不満が残ってしまう。日本の品格、あるいは“国徳”とでもいうべきものが、望まれながら出てこない」と述べていた（外務省広報誌『外交フォーラム』1992年2月号所収）。

私は、1990年夏、ソウルに「太平洋戦争犠牲者遺族会」の本部を訪ねたことがある。同会は、日本時代の徴用や徴兵などに狩り出され、傷病者となったり、行方不明者、亡くなった人の遺族などの会だという。「会はいつ発足し、今までどんな活動を行なってきたか」と問うと、「1973年にできたが、対外的な活動を計画すると、きまってK C I A（韓国中央情報部）に呼び出され、活動はできませんでした。活動できるようになったのは、1987年の「民主化宣言」以降です」との答だった。

日韓請求権協定で「完全かつ最終的に解決された」とされながら、それが冷戦時代の所産であり、協定の題名に象徴されるように玉虫色のものであり、ここに見たようなさまざまな問題が噴出し、対応をせまられたのである。従って、1965年の日韓請求権協定に関する日韓会談文書を公開したとしても、それは時代状況がまったく異なる時期のものであり、今後の日朝交渉に影響があるとはどうてい考えられない。

(4) しかも「日朝ピョンヤン宣言」には、すでに請求権問題についての基本的枠組が明らかにされている。すなわち、同宣言第2項には次のようにある。

「日本側は、過去の植民地支配によって、朝鮮の人々に多大の損害と苦痛を与

えたという歴史の事実を謙虚に受け止め、痛切な反省と心からのお詫びの気持ちを表明した。双方は、日本側が朝鮮民主主義人民共和国側に対して、国交正常化の後、双方が適切と考える期間にわたり、無償資金協力、低金利の長期借款供与及び国際機関を通じた人道主義的支援等の経済協力を実施し、また、民間経済活動を支援する見地から国際協力銀行等による融資、信用供与等が実施されることが、この宣言の精神に合致するとの基本認識の下、国交正常化交渉において、経済協力等の具体的な規模と内容を誠実に協議することとした。双方は、国交正常化を実現するにあたっては、1945年8月15日以前に生じた事由に基づく両国及びその国民すべての財産及び請求権を相互に放棄するとの基本原則に従い、国交正常化交渉においてこれを具体的に協議することとした。」と。

まず、第1文は、日韓条約などには見られないもので、日本側がその歴史認識を表明している。

第2文は、それを受けた日本側の共和国側への経済協力について、その方式などについてかなり踏み込んだ表現がとられている。すなわち、無償資金協力、低金利の長期供款供与、ここまででは日韓協定と同じであるが、その上「国際機関を通じた人道主義的支援などの経済協力」が掲げられ、さらに「民間経済活動を支援する見地から（日本の）国際協力銀行等による融資、信用供与等が実施される」となっている。

そして、第3文では、財産、請求権については、日韓協定とは異って相互に放棄することがうたわれている。

要するに、枠組については日韓協定のそれを踏襲しつつも、第1文で示された歴史認識に見あった内容となっているのである。すでに見たように、日韓協定は結局のところ「完全かつ最終的」な解決とはなっていなかったのである。

従って、40数年前の、しかもこうした問題を残していた日韓会談文書を公開しても、今さら何らかの支障が生ずるとは考えられない。

## 5　まとめ

2010年は「韓国併合条約」調印100周年にあたり、菅総理が「談話」を発表したことは前にも触れた。そこでは、サハリン韓国人支援、遺骨返還、文化財の返還などに具体的に言及していたことも前述したところである。

日韓会談は東西冷戦の真只中であり、日韓条約が締結された時もそうした状況下にあった。そのことは、日本の戦後処理に関する文書のなかに、歴史認識の文言が含まれるのが1972年の日中共同声明以降であることに反映されている。日韓会談はそれ以前の時期に属しており、当時と大きく異なる状況にある現在、日韓会談文書の公開に何らかの支障があるとは考えられない。

そのことは、在日コリアンの地位・待遇について見ても、日韓協定は南北分断そのものの反映として締結され、在日の身上に「38度線」を持ち込んだが、今ではそれは完全に払拭されている。従って、当時の日韓会談文書が公開されても、在日コリアンの待遇問題について、何か不都合が生ずることは考えられない。

また、請求権問題についても、日韓協定において「完全かつ最終的に解決」されたというが、その後の推移を見ると、それは大きく修正を余儀なくされたのである。しかも、日朝ピョンヤン宣言では、具体的な経済協力の実施と請求権の相互放棄を組み合わせるという新しい枠組がすでに明らかにされている。結局は「完全かつ最終的に解決」とはならなかった日韓会談の文書を公開しても、今後に何らかの支障が生ずるとは考えられないゆえんである。

以上、本件審理において、何らかのお役に立てばと意見をまとめた。

## 経歴および著作

田 中 宏 (たなか ひろし)

1937年生まれ

### 経歴

- 1960年3月 東京外国語大学外国語学部第六部第一類（中国学科）卒業  
1960年4月 一橋大学大学院経済学研究科（東洋経済史専攻）修士課程入学  
1962年2月 財団法人アジア学生文化協会勤務  
1963年3月 一橋大学大学院修士課程修了  
1972年5月 愛知県立大学外国語学部講師  
1973年4月 同大学助教授  
1982年4月 同大学教授  
1993年4月 一橋大学社会学部教授  
2000年3月 一橋大学定年退職、同大名誉教授  
2000年4月 龍谷大学経済学部特任教授  
2009年3月 龍谷大学定年退職

### 委員・参考人歴

- 1983年4月 「神奈川県在住外国人実態調査委員会」委員  
1983年6月 「名古屋市留学生会館整備に関する懇談会」委員  
1994年10月 「『川崎市外国人市民代表者会議』調査研究委員会」委員  
1981年5月14日 第94回国会、衆議院外務委にて、難民条約批准承認案件の参考人

- 1982年4月22日 第96回国会、衆議院法務委にて、外国人登録法改正案件の参考人
- 1984年5月15日 第101回国会、参議院法務委にて、国籍法改正案件の参考人
- 1987年9月1日 第109回国会、衆議院法務委にて、外国人登録法改正案件の参考人
- 1989年12月6日 第114回国会、参議院法務委にて、出入国管理及び難民認定法改正案件の参考人
- 1991年4月12日 第120回国会、衆議院法務委にて、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法案件の参考人
- 1992年4月7日 第123回国会、衆議院法務委にて、外国人登録法改正案件の参考人
- 1999年4月22日 第145回国会、参議院法務委にて、外国人登録法及び出入国管理及び難民認定法改正案件の参考人
- 2000年5月17日 第147回国会、参議院内閣委にて、特別永住者等である戦傷病者等に対する特別障害給付金等の支給に関する法律案及び平和条約国籍離脱者等である戦没者遺族等に対する弔慰金等の支給に関する法律案件の参考人
- 2000年11月22日 第150回国会、衆議院政治倫理・公職選挙法改正特別委にて、永住外国人地方選挙権付与法律案件の参考人
- 2009年6月25日 第171回国会、参議院法務委にて、出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律案件の参考人

## 主な著作

『司法修習生＝弁護士と国籍』（原後山治と共に編、日本評論社、1977年）

『日本のなかのアジア』（大和書房、1980年）

『日本のなかの韓国・朝鮮人、中国人』（金原左門ほかと共に著、明石書店、1986年）

『指紋制度撤廃への論理』（今村嗣夫ほかと共に著、新幹社、1987年）

『虚妄の国際国家・日本』（風媒社、1990年）

『在日外国人 新版一法の壁、心の溝』（岩波新書、1995年）

『戦争責任・戦後責任—日本とドイツはどう違うのか』（栗屋憲太郎ほかと共に著、朝日選書、1994年）

『Q&A 外国人の地方参政権』（五月書房、1996年）

『日本企業の戦争犯罪』（古庄正ほかと共に著、創史社、2000年）

『在日外国人人権白書』（江橋崇と共に編、明石書店、2001年）

『在日コリアン権利宣言』（編、岩波ブックレット、2002年）

『戦後60年を考える』（創史社、2005年）

『日・韓共生社会の展望』（共編、新幹社、2006年）

『日韓新たな始まりのための20章』（共編、岩波書店、2007年）

『グローバル時代の日本社会と国籍』（共著、明石書店、2007年）

## 意見書

1997年12月3日　　日本における戦後補償体系の問題点 — BC級戦犯戦後補償請求訴訟事件（東京高裁第20民事部）

1999年2月2日　　中国人強制連行の歴史的背景と構造 — 花岡事件補償請求事件（東京高裁第17民事部）→ 和解

2000年6月1日　　浮島丸事件の補償請求について—浮島丸補償請求事件（京都地裁民事第1部）→ 部分勝訴

- 2000 年 8 月 18 日 外務省報告書の作成経緯及びその評価について — 対西松建設  
補償請求事件（広島地裁民事第 3 部）→ 敗訴、高裁勝訴、最高  
裁敗訴、最高裁判決の付言をうけて即決和解
- 2000 年 9 月 11 日 中国人強制連行（劉連仁）について — 劉連仁補償請求事件（東  
京地裁民事第 14 部）→ 勝訴
- 2002 年 1 月 31 日 台湾人 BC 級戦犯補償請求について — 林水木補償請求事件（福  
岡高裁宮崎支部）
- 2002 年 2 月 9 日 中国人性暴力被害者の被害回復について — 山西省性暴力補償  
請求事件（東京地裁民事第 44 部）
- 2002 年 2 月 27 日 中国人強制連行新潟事件について — 中国人強制連行新潟補償  
請求事件（新潟地裁民事第 1 部）→ 勝訴
- 2003 年 5 月 1 日 中国残留婦人 2 世の退去強制について — 中国残留婦人 2 世退  
去強制事件（東京地裁民事第 2 部）
- 2004 年 12 月 2 日 在日コリアンの無年金高齢者問題について — 在日コリアン無  
年金事件（大阪地裁民事第 22 部）
- 2005 年 10 月 20 日 在日外国人の民族教育権について — 枝川朝鮮学校事件（東京  
地裁民事第 15 部）→ 和解
- 2006 年 2 月 21 日 在日朝鮮人の民族教育権について — 大阪朝鮮高校事件（大阪  
地裁民事第 8 部）→ 和解